経済価値ベースのソルベンシー規制
―導入に向けた検討事項―

【第８回】まとめ（最終回）

有限責任あずさ監査法人
金融事業部パートナー
大橋　泰二

1．はじめに

最終回である今回は、過去７回の内容を踏まえつつまとめとして、経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という）における検討論点の全体像について解説を行う。

2．有識者会議における論点

図表に示したように、有識者会議においては「三つの柱」の考え方に沿って検討を行っているが、議論の中心は第１の柱（ソルベンシー規制）に関するものであった。

標準モデルについては、ESR（経済価値ベースのソルベンシー比率）の計算においてICS（国際資本基準）と基本的な構造を共通にしつつ検討を進めることが妥当であるとしている。ただし、ICSはIAIG（国際的に活動する保険グループ）を対象とする連結ベースの基準として設計されたものであるのに対して、国内規制としてESRを導入する場合には中小規模の会社や単体ベースの基準としても問題が生じないように検討・修正すべき点が挙げられている。ICSに対する具体的論点としては、ICS Version2・0において終局金利に基づく補外を認める仕様となっていること、また、MOCE（現在推計に加えて認識する上乗せのマージン）を保険負債に含めつつも所要資本からは控除しないことの是非等について議論されている。これらの論点は今後のモニタリング期間で引き続き議論の対象となる可能性がある。

内部モデルについては、その適用範囲について議論されており、まずは自然災害リスクを優先しつつ、その後に自然災害以外の保険リスク、資産運用リスクの順序で段階的に検討を進めることが現実的であると論じている。また、第１の柱で内部モデルを適用する場合には金融庁による一定の審査プロセスが必要になると考えられるが、その前提として保険会社においてモデルの開発・計算機能から独立した検証機能が必要であるとされている。さらに、内部モデルは内部管理とも整合的であるべきであるため、保険会社の経営陣に一定以上理解されていること、実際に経営上の意思決定に活用されていることが求められている。本稿第６回では先行する欧州におけるモデルガバナンスの事例として、モデルの開発や変更をマネジメントの承認事項として位置付けている事例やモデル委員会を設置している事例を紹介している。

保険負債等に関する妥当性検証の枠組みについても議論されている。第１の柱で保険負債を計算する上では、各保険会社のリスク実態を適切に反映し自主的なリスク管理を促す観点からは評価方法等は詳細に規定しない方が良いが、ESRは当局が監督介入を行う際の基準となるため妥当性・比較可能性の観点からは一定の規律も要求されている。これらを満たすため、①保険負債の計算・検証方法等に関して一定のガイダンス等を設けること②保険会社の内部・外部に検証態勢を構築すること―が提案されている。①については金融庁と日本アクチュアリー会が連携して今後検討する方向性が示されている。また、②については、まずは内部検証態勢としては保険数理機能（アクチュアリアル・ファンクション）に関する議論がなされている。保険数理機能には保険負債等の計算に係る機能が期待される一方で検証機能として独立の立場から機能発揮することも求められるため、独立性を保ちつつ両機能を発揮するためには、個人・部門等の形式は問わないものの組織・権限上の役割分担を明確化する必要があると考えられる。より具体的な保険数理機能の役割分担については本稿第６回でも解説している。保険数理機能については保険計理人との関係整理も必要であることから、今後はグループベースの観点も踏まえながら、保険数理機能を何らかの形で制度化していくことを検討すべきと有識者会議では提案している。次に外部検証態勢については、外部専門家が内部での検証に比べてバイアスがかかりにくく、また複数の保険会社とのやり取りを通じて知見の蓄積があることからその有用性を指摘し、ソルベンシーⅡでは外部検証を制度化している国が多数あることを紹介している。その一方で、有識者会議では、外部へ全面的な依存が生じることは望ましくなく内部・外部による検証が相互に補完的な役割を果たすことが必要とも論じている。具体的な検証態勢のフレームワークについては有識者会議では示されていないが、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」（いわゆるJ―SOX）の枠組みが参考になるとも考えられるため、本稿第７回ではJ―SOXのアプローチを参考にしつつ将来の検証業務のあり方について紹介している。

第２の柱（内部管理と監督上の検証）については、各保険会社はERM（統合的リスク管理）として既に経済価値ベースの考え方を取り入れて態勢構築を進めていることから、2025年の第１の柱導入を待つことなく早期に取り組むことが期待されている。また、第１の柱のソルベンシー規制を補完する観点からは、定量化が難しいリスクである気候変動リスクやサイバーリスクについては第２の柱によって捕捉すべきであること、また、ソルベンシー規制では「リスク」と「資本」との関係で議論されるが、これに加えて第２の柱では「リターン」を加えた三つの関係を経済価値ベースで把握・分析することが示されている。

第３の柱（情報開示）については、詳細な開示項目の検討は第１の柱であるソルベンシー規制の内容についてある程度固まった22年以降にならざるを得ないと考えられる。感応度計測の対象とするリスクファクターの選択・ストレス幅の設定や資本の変動分析の粒度等、何を開示項目にするかについては多くの選択肢が考えられるが、有識者会議では、全社一律に要求する開示項目と各社独自の工夫により自主的な開示を認める部分とを分けて検討することが提案されている。

3．まとめ

全８回の最終回である今回は、過去７回までの内容を引用しつつ有識者会議で議論された主要な論点を解説した。正式な制度化はまだ先であるが、この新たなる健全性政策に対応するためには、人的リソースやシステム等のインフラ面での手当ても必要とされており、事前に綿密な準備・計画を行うことが肝要と考える。

（なお、本稿内容については20年９月末時点での調査情報に基づいていることにご留意いただきたい）

（おわり）

図表　有識者会議における検討論点の概要

第1の柱	標準モデル	●リスク係数等　●単体規制等 ●その他の仕様 ・保険負債の割引率　・MOCE ●政策的な措置
	内部モデル	●モデルスコープ ●審査基準・審査プロセス ・統計的品質テスト　・独立した検証プロセス ・内部モデルの利用とガバナンス
	保険負債等に関する妥当性検証の枠組み	●保険負債の計算・検証方法等に関するガイダンス ●保険会社における実効的な検証態勢（保険数理機能のあり方） ・検証機能の権限　・検証機能の独立性 ・検証機能のリソース・適格性 ●外部検証の位置付け　●金融庁による監督
	ESRに基づく監督措置	●PCRにおける監督措置　●MCRの設計・運用
第2の柱	●データの改廃と早期警戒制度　●保険会社における内部管理のあり方	
第3の柱	●市場関係者向けの開示のあり方　●消費者向けの開示のあり方	

「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議 報告書」を基に作成

◇【大橋泰二（おおはし・たいじ）氏のプロフィール】公認会計士。入所以来20年以上、保険会社を始め多数の国内外金融機関に対する会計監査およびアドバイザリー業務に従事。2003年から06年までKPMG香港事務所に駐在し主に監査業務を担当。帰国後は、保険会社を中心に規制対応・リスク管理・財務報告等に係るアドバイザリー業務に従事。現在は、あずさ監査法人における保険セクターのアドバイザリー業務を統括。【専門分野】ERM、保険規制、内部統制など。